

Ⅱ－３

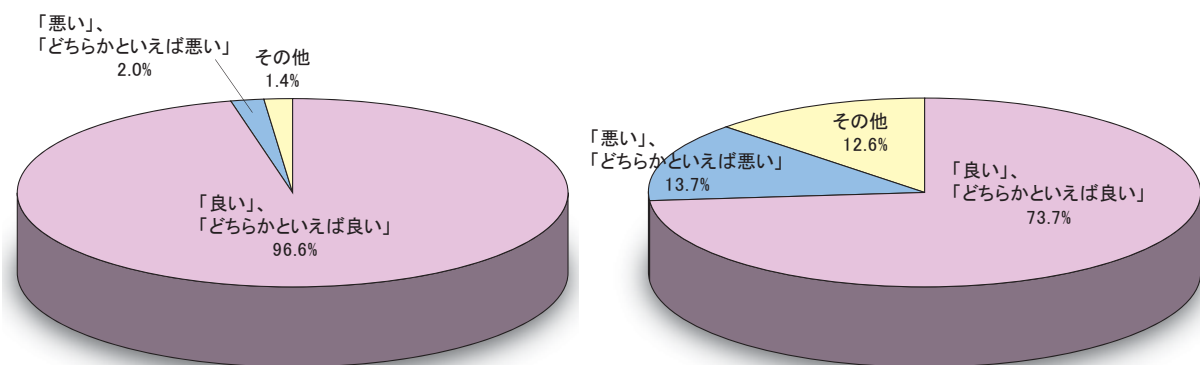
市民のみどりへの関わり

（１）市民のみどりの豊かさや公園・遊び場に対する評価

多摩市では、市民の市政に関する意識や評価、意見や要望を市の業務に反映するため、昭和 52 年より毎年、市に居住する満 20 歳以上の方から無作為に抽出した 3,000 名の方へ調査票を郵送し、回答を記入し返送してもらう方法で、多摩市政世論調査を実施しています。

平成 23 年度の多摩市政世論調査では、生活環境の総合評価の中の「みどりの豊かさ」に対し「良い」、「どちらかといえば良い」と評価した市民の割合は 96.6％であり、生活環境の総合評価の中で、最も高く評価されています。また「公園・遊び場」についても、「良い」、「どちらかといえば良い」と答えた市民の割合が 73.7％と、高く評価されているといえます。

また、平成 18 年度以降の同調査において、「みどりの豊かさ」については、「良い」「どちらかといえば良い」の評価が常に 90％以上、「公園・遊び場」については、「良い」「どちらかといえば良い」の評価は常に 70％程度となっており、多摩市の生活環境の特徴となっています。



生活環境における「みどりの豊かさ」の総合評価

生活環境における「公園・遊び場」の総合評価

図 2-22 平成 23 年度多摩市政世論調査における、生活環境に関する総合評価の結果
(出典：平成 23 年度の多摩市政世論調査 - H23 (多摩市))

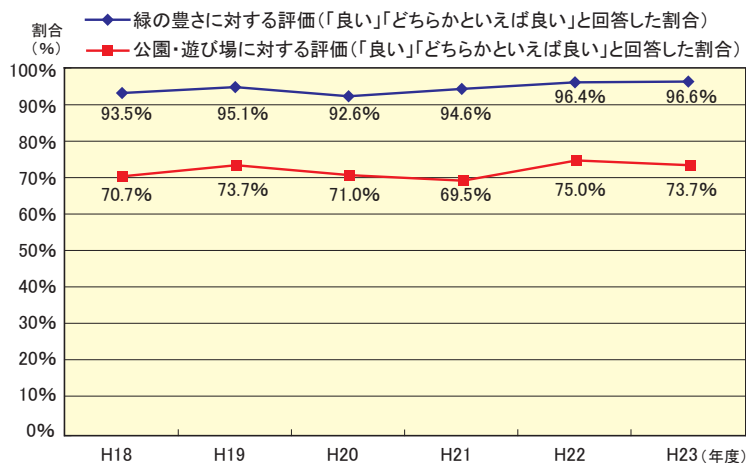


図 2-23 生活環境における「緑の豊かさ」及び「公園・遊び場」の総合評価の推移
(出典：第 29 回～第 34 回多摩市政世論調査 - H18 ～ H23 (多摩市))

(2) 市民のみどりの管理に関する意識

平成 21 年 10 月に「多摩市のみどりについて」のメールモニターによるアンケートを行いました。

このアンケートにおいて「多摩市グリーンボランティア」の認知度に関する設問に対し、「詳しくは知らない」と「知らない」をあわせると 79.4%で、多摩市グリーンボランティアの存在及び活動内容の認知度が低いことが分かりました。

次にグリーンボランティアへの興味に関する設問では、「興味がある」、「興味はあるが時間的な余裕がない」をあわせると 82.4%となり、興味のある人が多いことが分かりました。

また、「緑地管理の今後」に関する設問には、「市と市民ボランティアの両方で管理すべきである」という回答が 77.9%と、約 8 割の市民が今後の緑地の管理に対し協働が重要だと考えています。

市政メールモニター第 10 回アンケート

実施時期 平成 21 年 10 月

回答者数 68 人（回答率 73.4%）

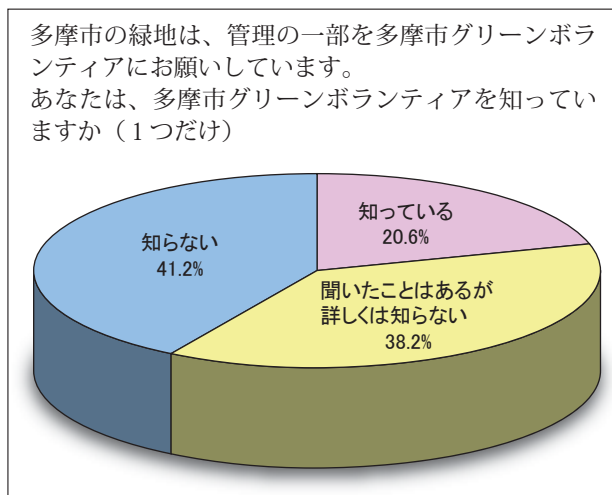


図 2-24

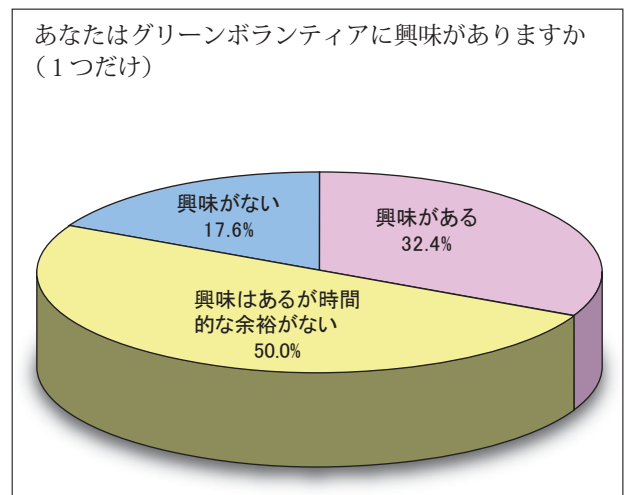


図 2-25

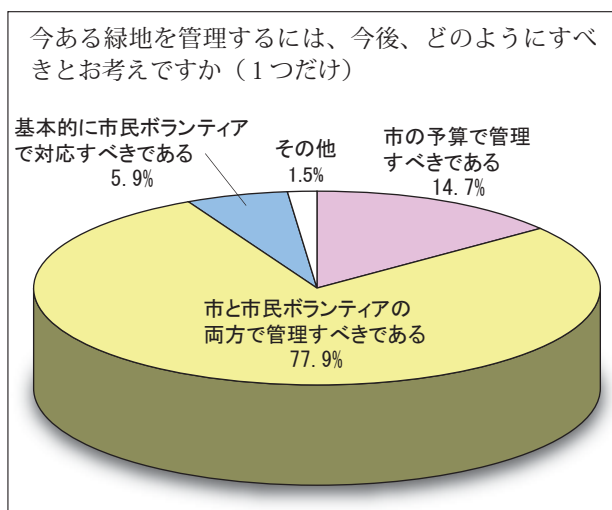


図 2-26

図 2-24、図 2-25、図 2-26

市政メールモニター第 10 回における多摩市の緑についての調査結果

（出典：市政メールモニター第 10 回アンケート結果 - H21（多摩市））

(3) 市民とともにみどりを守るしくみ

市内の豊かなみどりを育て、適正に管理し次世代へ継承していくためには、市民、市民団体等、企業、行政がそれぞれの立場からの役割を担い、協力し合って進めていくことが重要です。多摩市では、市民や市民団体等がみどりを守り育てるための支援事業等を行っており、以下のような事業や制度があります。

■みどりを守り育てるための支援事業等

(平成 24 年 6 月現在)

みどりの保全・保護	【樹木保存制度】 文化財保護条例に基づき、希少な植物を市指定の天然記念物として指定し、保護・保全する制度。
	【保存樹木等の指定】 緑の保護と育成を図るため、樹木、樹林、草花等を保存植物として指定し、保護・育成する事業。
公園緑地の維持管理	【公園愛護会】 主に街区公園を対象として、地域住民・自治会・老人会等により組織された団体で、公園の清掃を行い、公園の愛護意識を高め、その組織を広く啓発する。
	【アダプト制度】 公園施設等の身近な公共空間の美化及び清掃について、居住環境及び都市環境に対する市民意識の高揚を図り、市民との協働によるまちづくりを推進する制度。
	【グリーンボランティア制度】 多摩市内のみどりに関する市民活動のリーダー及び地域のボランティア等の人材育成を図りながら、「地域のみどりの育成、保全」を推進し、人と自然とが共生するまちづくりを自主的、自発的に進めていくための制度。
	【沿道斜面緑化補助事業】 沿道斜面地のみどりを有するものと「みどりの協定」を結ぶとともに必要な助成を行うことにより、斜面地のみどりの保存及び緑化を図り、みどりある都市環境及び都市景観の保持と創出を推進するとともに自然の保護と回復を図る事業。 補助対象者はニュータウン地区の都道又は市道（歩行者専用道路を除く）に接し、表面積が 500㎡以上である斜面地を有するもので、みどりの協定を市と締結し、年間を通じてみどりの協定に基づく維持管理を行う。
街路の維持管理	【アダプト制度】 街路や歩行者専用道路等の身近な公共空間の美化及び清掃について、居住環境及び都市環境に対する市民意識の高揚を図り、市民との協働によるまちづくりを推進する制度。

1) 各事業・制度の活用状況

①保存樹木等の指定

樹木指定の件数は、平成 15 年度より平成 18 年度にかけて減少傾向でしたが、その後増加傾向となっています。生垣指定は、ほぼ横ばい傾向です。樹林の指定は、平成 15 年度以降やや減少傾向となっています。

②公園愛護会

平成 12 年度には 126 公園・83 団体、平成 14 年度には 123 公園・85 団体での活動が行われました。その後、平成 15 年度から開始されたアダプト制度へ移行した団体もあり、減少傾向となっています。

＜平成 23 年度：112 公園・71 団体＞

③アダプト制度

●公園緑地

平成 15 年度から開始した制度で、開始年度より順調に登録団体数が増加しています。

公園緑地におけるアダプト団体の主な活動は公園・緑地内の花壇管理や清掃活動で、一部の団体では樹木の枝おろしなどを行っており、市民ボランティア団体の他、恵泉女学園大学を母体とした団体も登録しています。

＜平成 23 年度：27 公園・32 団体＞

●道路

平成 11 年度から開始した制度で、当初は 1 団体のみの登録状況が続きましたが、平成 15 年度から登録団体数が増加し始め、平成 23 年度現在も順調に増加しています。

道路におけるアダプト団体の主な活動は、道路や歩行者専用道の植栽帯などの花壇管理、除草・清掃、ペデ内花壇管理、除草・清掃などで、市民ボランティア団体の他、恵泉女学園大学、都立永山高等学校、みらい保育園や、事業者を母体とした団体も登録しています。

＜平成 23 年度：29 箇所・30 団体＞

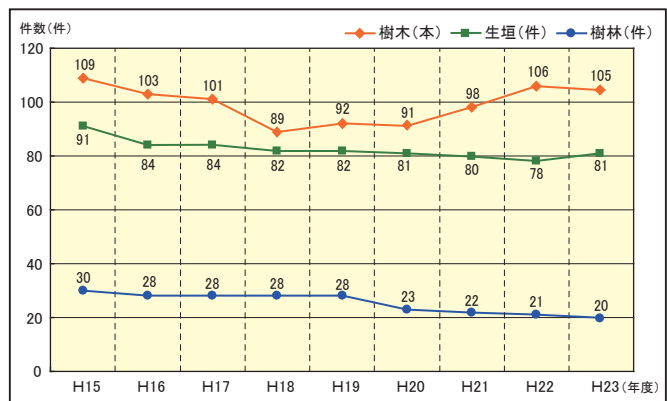


図 2-29 樹木・生垣・樹林指定件数の実績
(出典：公園緑地マニュアル - H24 (多摩市))

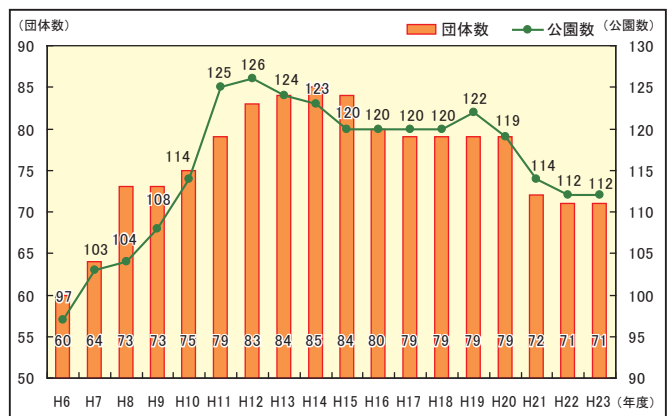


図 2-30 公園愛護会の活動する公園数と団体数
(出典：公園緑地マニュアル - H24 (多摩市))

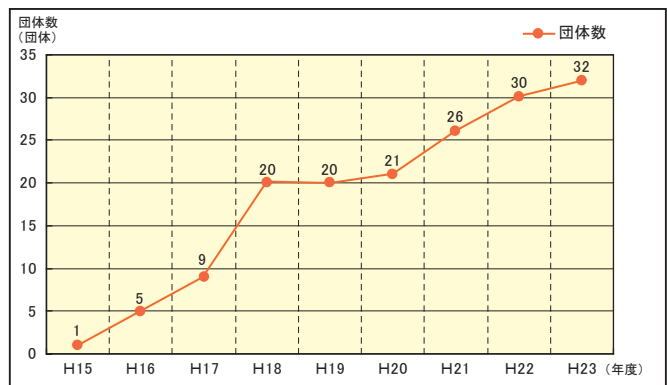


図 2-31 公園緑地のアダプト団体数の推移
(出典：公園緑地マニュアル - H24 (多摩市))

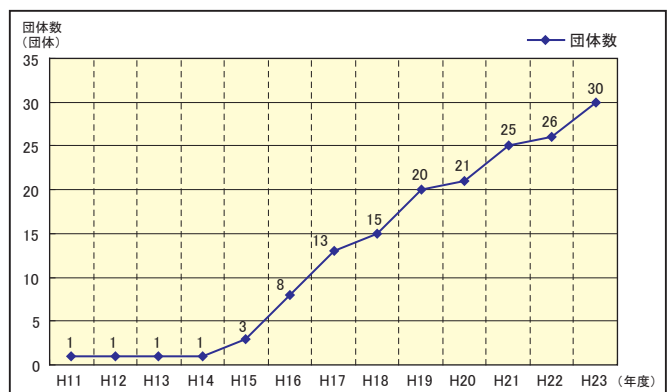


図 2-32 道路のアダプト団体数の推移
(出典：道路交通課調べ - H24 (多摩市))

④グリーンボランティア制度

平成 14 年より多摩グリーンボランティア森木会により、多摩中央公園においてみどりの保全活動が開始されました。その後、活動箇所も広がりを見せ、平成 24 年度は 8 箇所の公園緑地において、活動を行っています。

表 2-4 グリーンボランティアの状況（出典：公園緑地マニュアル - H24（多摩市））

活動箇所		団 体 名	開始時期	活 動 内 容
1	多摩中央公園	森木会多摩中央公園班	平成 14 年 2 月	公園内の緑の保全全般
2	一本杉公園	一本杉公園みどりの会	平成 15 年 1 月	公園内の緑の保全全般
3	和田緑地保全の森	なな山緑地の会	平成 16 年 2 月	緑地内の緑の保全全般
4	よこやまの道	森木会よこやまの道班	平成 18 年 4 月	緑地内の緑の保全全般
5	永山駅前緑地	永山駅前雑木林保全育成の会	平成 19 年 1 月	緑地内の緑の保全全般
6	豊ヶ丘の杜緑地	多摩市フレンドツリーサポーターズ	平成 19 年 9 月	緑地内の緑の保全全般
7	馬引沢緑地	馬引沢自治会里山くらぶ	平成 21 年 4 月	緑地内の緑の保全全般
8	亀ヶ谷緑地	森木会亀ヶ谷緑地班	平成 23 年 4 月	緑地内の緑の保全全般

⑤沿道斜面緑化補助事業

平成 18 年度までは、31 団体による 100, 176 m²の斜面地の維持管理が補助対象となっていました。しかし、平成 19 年度より平成 20 年度にかけて補助団体数・管理面積ともに増加し、平成 23 年度の補助対象は、34 団体による 107, 793 m²となっています。

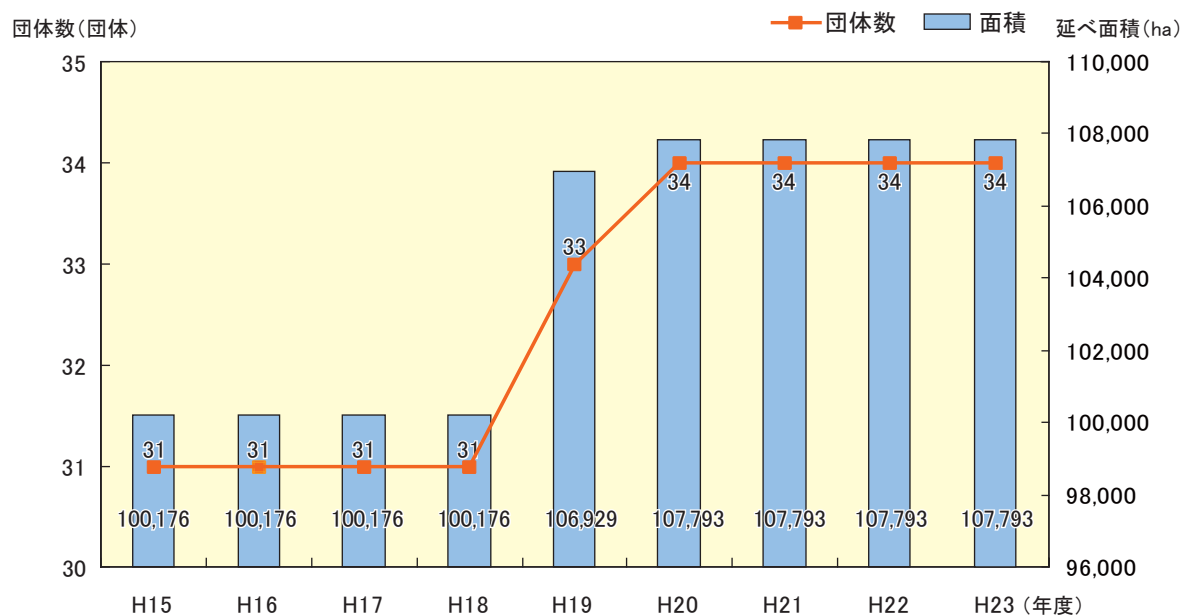


図 2-27 沿道斜面緑化補助事業の状況（出典：公園緑地マニュアル - H24（多摩市））

⑥みどりに関する情報発信及び活動拠点

多摩市では緑化推進の普及啓発に加え、みどりに関する活動の活性化のため、人材育成やリーダーの養成、様々なみどりに関する個人や団体間の情報交換を、多摩中央公園内の多摩市立グリーンライブセンターで行ってきました。グリーンライブセンターは平成2年4月にオープンし、平成22年度までの21年間に、来館者は延べ約71万人以上に達し、講座の開講数も4千件を超えました。

また一方で、グリーンライブセンターの管理運営については、今までの市の直営による管理運営方式から指定管理者をはじめとした管理手法への見直しが求められていました。こうした状況を受け、地元大学や市民団体との間で協議を重ねた結果、平成23年3月に多摩市立グリーンライブセンターの管理運営に係る相互協力及び連携事業の実施についての協定締結により、平成23年4月から市・大学・市民団体の三者連携により、今まで以上に誰もが参加（利用）できるスペース、皆で集い楽しい発見に出会える場所として、多摩市立グリーンライブセンターの運営を再構築しました。



グリーンライブセンター



グリーンライブセンターのホームページ



「多摩市立グリーンライブセンター（TGLC）」について

利用時間：9時30分～17時

休館日：月曜日・第4火曜日（祝日の場合はその翌日）

電話番号：042-375-8716

入園料：無料

場 所：多摩センター駅から徒歩7～8分

多摩市と恵泉女学園大学と多摩市グリーンボランティア連絡会の3者により協働事業として、新しい組織運営体（多摩市立グリーンライブセンター連携推進協議会）を立ち上げ、運営を行っています。